

平成 22 年 12 月 10 日

要望項目等に関する最終整理案

【国際課税関係】

非居住者等が受ける振替公社債の利子等の非課税制度の拡充等 (案)

1 非居住者等が受ける振替公社債の利子等の非課税制度について、次の措置を講ずる。

(1) 資産流動化法の改正が行われた場合には、振替社債等の利子等の非課税制度の対象とされる振替社債等の利子等の範囲に、振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権（重要事項以外に係る議決権を有しないものに限る。）につき支払を受ける収益の分配及び償還差益を追加する。【要望・金融庁2(1)】

（注）非課税の対象とされない特殊関係者は、特定目的信託の原委託者と特殊の関係のある者とし、特殊関係者に係る事項を記載した書類の提出者は、特定目的信託の原委託者とする。

(2) 外国の法令に基づいて設定された信託で退職年金等信託に類するもの（受益者等課税信託に該当するものに限る。）のうち、当該外国において主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として運営されるもの（以下「外国年金信託」という。）の信託財産である振替公社債につき生ずる利子については、当該外国年金信託の受託者が支払を受けるものとみなして、非課税制度を適用する。【要望・金融庁追2、財務省追1】

(3) 非居住者又は外国法人が民法に規定する組合契約その他これに類する契約による組合（外国におけるこれらに類するものを含む。以下「任意組合等」という。）の組合財産又は受益者等課税信託（外国年金信託を除く。）の信託財産として有する振替公社債につき支払を受ける利子については、当該非居住者又は外国法人が行う手続に加え、当該任意組合等の代表者又は当該受益者等課税信託の受託者がすべての組合員等（組合員又は受益者

等) の氏名等、各組合員等の分配割合等を記載した届出書及び当該任意組合等の契約書の写しを特定振替機関等又は適格外国仲介業者を通じて所轄税務署長に提出する場合その他一定の手続を行う場合に限り、非課税制度の適用を受けることができるものとする。【要望・金融庁追2、財務省追1】

(注1) 上記(1)の改正は、原則として、資産流動化法の一部を改正する法律の施行の日以後にその計算期間が開始する特定目的信託の社債的受益権の収益の分配について適用する。

(注2) 上記(2)及び(3)の改正は、平成23年4月1日以後にその計算期間が開始する振替公社債の利子について適用する。

2 非居住者又は外国法人に係る事業譲渡類似及び不動産関連法人の株式等譲渡益課税について、次の措置を講ずる。【要望・金融庁2(1)】

- (1) 非居住者が行う特定目的信託の社債的受益権（重要事項以外に係る議決権を有するものに限る。）の譲渡を適用対象に追加する。
- (2) 外国法人が行う特定目的信託の社債的受益権（重要事項以外に係る議決権を有しないものに限る。）の譲渡を適用対象から除外する。

(注) 上記の改正は、資産流動化法の一部を改正する法律の施行の日以後に行う特定目的信託の社債的受益権の譲渡について適用する。

外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の 非課税制度の拡充（案）

○ 外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の非課税制度については、わが国短期金融市场への外国金融機関の参加を促進し当該市場の活性化を図るため、次の措置を講ずる。【要望・金融庁13、財務省4】

(1) 非課税の対象となる所得の範囲に、取引期間6か月以内等の要件を満たす証券貸借取引（現金又は有価証券を担保とするものに限る。）につき支払を受ける利子及び貸借料等を追加する。

(2) 非課税の対象となる債券の範囲に、次に掲げる有価証券を追加する。

① 振替地方債

② 振替社債等

③ 振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権（重要事項以外に係る議決権を有しないものに限る。）

④ 上場株式等（証券貸借取引において用いる場合に限る。）

（注）②及び③については、その利子等の額がその発行者等の利益の額等に連動するものを除く。

（注）上記の改正は、平成23年4月1日以後に開始する債券現先取引又は証券貸借取引につき支払を受ける利子及び貸借料等について適用する。

外国税額控除制度の見直し（案）

1 外国税額控除制度の適正化【要望にない項目等 26】

P

2 複数の税率の中から納税者と税務当局等との合意により税率が決定される税について、最も低い税率を上回る部分は、外国税額控除制度及び外国子会社合算税制等の適用上、外国法人税及び外国所得税に該当しないものとする。【要望にない項目等 25】

(注) 上記の改正は、平成 23 年 4 月 1 日以後に納付することとなる外国法人税及び外国所得税について適用する。

3 控除限度額の計算について、租税条約の規定により条約相手国等において租税を課すことができるとされる所得（租税条約の規定において控除限度額の計算に当たって考慮しないものとされる所得を除く。）で当該条約相手国等において外国法人税又は外国所得税を課されるものは、国外所得に該当するものとする。【要望・経済産業省 2(4)】

移転価格税制の見直し（案）

- OECD移転価格ガイドラインの改定等に伴い、国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる移転価格税制）について、次の見直しを行う。【要望・経済産業省】

(1) 独立企業間価格の算定方法の適用順位の見直し

現行の独立企業間価格の算定方法の適用優先順位を廃止し、独立企業間価格を算定するために最適な方法を事案に応じて選択する仕組みに改正する。

なお、上記の改正に伴い、その円滑な施行に資するよう運用の明確化を図るとともに、独立企業間価格の算定方法の一覧性を確保する観点から、現行の利益分割法の下位分類として同ガイドラインにおいて認められている算定方法（比較利益分割法、寄与度利益分割法及び残余利益分割法）を明確にする。

(2) 独立企業間価格幅（レンジ）の取扱いの明確化

国外関連取引の価格等が、レンジの中にある場合には移転価格課税を行わないこと、また、レンジの外にある場合には比較対象取引の平均値に加え、その分布状況等に応じた合理的な値を用いた独立企業間価格の算定もできることを運用において明確にする。

(3) シークレットコンパラブル（類似の取引を行う第三者から質問検査等により入手した比較対象取引についての情報）の運用の明確化

納税者の予見可能性を確保する観点から、シークレットコンパラブルが適用される場合の具体例を運用において一層明確にするとともに、シークレットコンパラブルを用いる際は、守秘義務の範囲内でその内容を説明するとの運用を徹底する。

(4) 上記(1)から(3)のほか、同ガイドラインの改定を踏まえた運用上の必要な見直しを行うとともに、租税条約において仲裁制度が導入されることを踏まえ、仲裁の申立手続等に関する規定の整備を行う。

(注) 上記(1)の改正は、平成 23 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度の法人税について適用する。

外国子会社合算税制等の規定の整備（案）

○ 外国子会社合算税制の円滑な執行を図るため、次の措置を講ずる。【要望・経済産業省追1】

- (1) 株式等の保有を主たる事業とする統括会社について、事業基準以外の適用除外基準の判定を統括事業により行うことを明確にする。
- (2) 特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準（いわゆるトリガー税率）の計算上、外国関係会社の本店所在地国以外の国又は地域に所在する法人から受ける配当等が非課税所得の範囲から除外されるための持株割合要件等を廃止する。
- (3) 日本税法基準によって特定外国子会社等の合算対象とされる金額を計算する場合には、現物分配に係る課税繰延べ規定の適用はないことを明確にする。
- (4) その他
 - ① 外国関係会社の所得の金額が零の場合のトリガー税率の判定は、外国法人税の表面税率により行うことを明確にする。
 - ② 資産性所得の基因となる株式等に係る保有割合 10%未満の要件の判定時期は、配当等については当該配当等の効力が生ずる日、譲渡については当該譲渡の直前であることを明確にする。
 - ③ 資産性所得に係る費用の計算について、次の措置を講ずる。
 - イ 利子・配当等の額に対して課される外国源泉税の額は、資産性所得の金額の計算上控除できるよう計算方法を見直す。
 - ロ 債券の償還差益に係る資産性所得の費用の額を簡便法により計算する場合には、償還の直前の事業年度終了の時（現行：償還の直前）の総資産の帳簿価額を用いることとする。
 - ハ 株式等及び債券の譲渡に係る資産性所得の金額の計算上控除する

取得価額について、その計算方法（移動平均法等により計算）を明確にする。

二 特許権等の使用料等に係る資産性所得の金額の計算上控除する特許権等に係る減価償却費は、継続適用を要件として、日本税法基準又は現地税法基準のいずれかにより計算することを明確にする。

(4) 資産性所得合算課税制度における次の現行の適用除外基準（いわゆるデミニマス基準）について、それぞれ次の明確化を行う。

イ 資産性所得割合基準（当期純利益に占める資産性所得の合計額の割合が5%以下であること）：「当期純利益」には外国源泉税の額は含まれないことを明確化

ロ 収入金額基準（資産性所得の合計額に係る収入金額が1,000万円以下であること）：「収入金額」の定義を明確化（償還差益に係る収入金額とは、償還金額ではなく償還差益であること等）

(5) 特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例等について、上記と同趣旨の改正を行う。

(6) その他所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、内国法人の平成23年4月1日以後に終了する事業年度において、特定外国子会社等の合算対象とされる金額（当該特定外国子会社等の平成22年4月1日以後に開始する事業年度分に係るものに限る。）について合算課税を行う場合について適用する。ただし、上記(3)の改正は、特定外国子会社等の平成23年4月1日以後に行われる現物分配について適用する。

検討事項

- 非居住者及び外国法人に対する課税原則については、今般のO E C D モデル租税条約の改定及び税制調査会専門家委員会による「国際課税に関する論点整理」を踏まえ、様々な産業における実態等を把握しつつ、いわゆる「総合主義」（恒久的施設を国内に有する外国法人等にはすべての国内源泉所得に課税）に基づく従来の国内法上の規定を「帰属主義」（恒久的施設に帰属するすべての所得に課税）に沿った規定に見直すとともに、これに応じた適正な課税を確保するために必要な法整備に向け、具体的な検討を行う。【要望・金融庁3】
- 国外資産に関する報告制度など様々な資料情報収集の手続整備に向け、適切な課税・徵収の確保の観点から、具体的な方策について引き続き検討する。
- 外国との間で租税徵収の共助を行うための仕組みについては、歐州評議会・O E C D 稅務行政執行共助条約などの国際的な取組み等を踏まえつつ、具体的な検討を行う。